

財 関 第 258 号  
平成 30 年 2 月 27 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 飯塚 厚

関税法基本通達の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 30 年 2 月 28 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達の一部を次のように改正する。  
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。